

市税などの納付は

口座振替がオススメです



口座振替とは？

市税などを納める方法の一つです。取扱金融機関に申し込み、納期ごとに指定した口座から自動的に振り替えて納付する制度です。

口座振替の特徴

納付が便利

◆平日、仕事で忙しい人や不在がちの人でも納期ごとにわざわざ市役所や金融機関まで出かける必要がないので「便利」です。

◆一度申し込めば、翌年度以降も自動的に継続されます。

安全・安心

◆現金を持って出かける必要がないため「安全」です。

◆うっかりしていても、納期限に確実に口座から引き落とされますので、納め忘れることがなく「安心」です。

口座振替の申し込み

●**口座振替ができる科目** ◇市県民税（普通徴収）◇固定資産税・都市計画税◇軽自動車税◇国民

健康保険税◇介護保険料◇後期高齢者医療保険料

※このほか、水道料金・下水道使用料・下水道事業受益者負担金・保育料（学童保育料を含む）・市営住宅使用料も利用できますが、取扱金融機関や申込先が異なります。担当課に確認してください。

●**取扱金融機関** ◇福岡銀行◇西日本シティ銀行◇福岡中央銀行◇筑邦銀行◇佐賀銀行◇佐賀共栄銀行◇熊本銀行◇十八銀行◇親和銀行◇みずほ銀行◇りそな銀行◇三菱UFJ銀行◇三井住友銀行◇筑紫農業協同組合◇福岡県中央信用組合◇とびうめ信用組合◇九州労働金庫◇福岡信用金庫◇ゆうちょ銀行

●**申込場所** 取扱金融機関の窓口(担当課でも受け付けます)

●**必要なもの** ◇通帳◇通帳の届け出印◇納入通知書◇口座振替依頼書※

※口座振替依頼書は納入通知書に添付しているほか、市内金融機関や市役所の担当課に備え付けています。

必要な場合は送付しますので、問い合わせください。

●問い合わせ先

◇税・保険料

収納課滞納整理担当

☎(580)1832

◇水道料金・下水道使用料

料金施設課料金担当

☎(580)1923

◇下水道事業受益者負担金

企業総務課計画・財務担当

☎(580)1921

◇保育所保育料

子育て支援課保育所・幼稚園担当

☎(580)1864

◇学童保育料

こども未来課こども政策担当

☎(580)1912

◇市営住宅使用料

管財課管財担当

☎(580)1824



「コミュニティ運営協議会」が設立されました

コミュニティ運営協議会は、これまで地区コミュニティで活動していたコミュニティ運営委員会が核となり、地区コミュニティでのまちづくりの中心的な役割を担う自助（地縁）組織です。

この協議会の事務局は、各コミュニティセンター内に設置されています。

今後は、「自分たちの住む地区コミュニティにおけるまちづくりを、自分たちの手で行う」という方針のもと、地域で活動している団体などの参画を得ながら、地域課題解決のための活動が行われます。

●問い合わせ先

◇南地区コミュニティ運営協議会

☎(596)1044

◇中央地区コミュニティ運営協議会

☎(573)3150

◇東地区コミュニティ運営協議会

☎(504)1430

◇北地区コミュニティ運営協議会

☎(513)0202